

令和7年度第1回江東区コンプライアンス推進委員会 次第

令和7年6月2日（月）
庁舎7階 第73会議室

議 題

- 1 コンプライアンス推進に係る令和7年度の取組について
- 2 令和7年度のスケジュールについて

配布資料

- （資料1）「コンプライアンス推進月間」の実施について（案）
- （資料2）不祥事案等の庁内報告体制等に係る運用の見直しについて（案）
- （資料3）江東区職員等の内部公益通報制度の拡充について（案）
- （資料4）令和7年度の取組スケジュール
- （参 考）令和7年度江東区コンプライアンス推進委員会 委員名簿

※資料データの格納先

全庁共有フォルダ － @会議体資料 － 02_総務部 － コンプライアンス推進委員会 － R07 － 第1回（R7.6.2）

(案)

7 江総総第 号
令和 7 年 6 月 1 3 日

各課（局・室・所・館・次）長 殿

総務部コンプライアンス推進担当課長
保谷 俊幸

「コンプライアンス推進月間」の実施について

本区では、「江東区コンプライアンス基本方針」に基づき、毎年 7 月を「コンプライアンス推進月間」と定め、全庁的な意識醸成等に集中的に取り組むこととしております。今年度は下記のとおり実施いたしますので、各課におかれましては、趣旨をご理解の上、積極的に取り組んでいただきますようお願いいたします。

記

1 実施目的

コンプライアンス推進に係る各種取組を集中的に実施することで、職員一人ひとりが自らの姿勢・行動を振り返る機会とし、全庁的なコンプライアンス意識の醸成を図る。

2 実施期間

令和 7 年 7 月 1 日（火）～ 7 月 3 1 日（木）

3 実施する主な取組

- （1）各種職員向け研修・講習会の実施
- （2）区長によるメッセージ発信
- （3）コンプライアンス推進ポスター・カードの配付
- （4）公益通報相談員の設置・運用開始

※詳細は別紙「コンプライアンス推進月間の取組一覧」を参照。

4 その他

「区民から信頼される区役所の実現」に向けては不断の取組が必要であることから、推進月間の実施期間を問わず、コンプライアンスを意識した行動の実践に継続的に取り組んでいただくようお願いいたします。

【担 当】

総務課コンプライアンス推進担当
電話 03-3647-4020（内線 2204）

コンプライアンス推進月間の取組一覧

NO.	取 組	概 要	対 象	実施日	区 分
1	幹部職員向け不正防止講習会	公正取引委員会から講師を招き、区長を含む幹部職員を対象に官製談合の未然防止に係る講習を実施。	区長を含む幹部職員	7/15	研修
2	工事・契約関係課向け不正防止講習会	公正取引委員会から講師を招き、工事・契約関係課の職員を対象に官製談合の未然防止に係る講習を実施。	工事・契約関係課職員	7/15	研修
3	公務員倫理研修（不祥事防止） （監督職・第1回）	係長級職員を対象に不祥事防止に向けた意識改革と職場づくりを目的とした研修を実施。	係長級職員 （3年に1回受講）	7/2	研修
4	公務員倫理研修（不祥事防止） （一般職・第1回）	主任以下の全職員を対象に不祥事防止に向けた意識改革と職場づくりを目的とした研修を実施。	主任以下の全職員 （6年に1回受講）	7/1	研修
5	区長によるメッセージ発信	区長がトップメッセージとしてコンプライアンス推進に対する強い思いを職員向けに発信。	全職員	7/1	啓発
6	「江東区コンプライアンス基本方針」の再周知	「江東区コンプライアンス基本方針」を再度全庁に周知。	全職員	7/1	啓発
7	コンプライアンスカード・ポスターの配付	コンプライアンスの意識付けを目的に、職員携行用カードを全職員に、掲示用ポスターを全職場に配付。	全職員・全職場	7/1	啓発
8	コンプライアンスミーティング	必要に応じて職場内でコンプライアンスについて話し合う機会を設け、職員相互の理解を促進。	全職場	随時	啓発
9	パソコン画面に注意喚起メッセージを表示	コンプライアンスの意識付けを目的に、職員のパソコン画面に注意喚起のメッセージを表示。	全職員	期間中毎日？ （調整中）	啓発
10	「江東区版FIKA」の活用推奨	風通しの良い職場づくりを進めるため、職員同士の交流促進策である「江東区版FIKA」の活用を推奨。	全職場	随時	その他
11	不祥事案の適切な公表等	アカウンタビリティ（説明責任）向上と事案の再発防止に向け、重大事案を区ホームページで公表する運用を開始。	—	7/1～	その他
12	内部公益通報制度の拡充 （公益通報相談員の設置）	外部窓口（公益通報相談員）を設置するなど、職員等がより安心して通報できる体制に拡充。	全職員	7/1～	その他

不祥事案等の庁内報告体制等に係る運用の見直しについて（案）

1 現状

事務処理ミスや不祥事等（以下、事案等）が発生した際の庁内報告体制や公表等の現行の運用について、以下のとおり見直しを行うものとする。

2 今後の対応（案）

	現状と課題	今後の対応（案）
(1) 庁内報告体制	事案等を一元的に把握する部署がない。 →全庁的な注意喚起の実施や組織的な未然防止策の検討が困難である。	各所属等は、以下の各段階で総務課コンプライアンス推進担当（以下、コンプラ担当）に報告する。 ①事案等について副区長へ報告を行ったとき（各所属）。 ②事案等のプレスリリースが確定したとき（広報広聴課）。 ③事案等のホームページ掲載が確定したとき（各所属）。 ④事案等の再発防止策を講じたとき（各所属）。
(2) 事案の公表	区民や対象者への影響が大きい事務処理ミスは、各所属が管理するホームページコンテンツにそれぞれ掲載（職員の処分事案は掲載なし）。 →区民視点での検索性・一覧性が低い。	①コンプラ担当は、事案等の公表に係るコンテンツを新たにホームページ上に作成し、管理する。 ②各所属は、上記コンテンツ内にプレスリリースする事案等を掲載する（職員の処分事案含む）。 ③事案等の掲載期間の設定は統一する。
(3) 庁内周知	依命通達や庶務担当課長会を通じた周知を随時行っているが、対応が不統一である。 →事案等の正確な情報を組織の隅々まで周知できていない可能性がある。	①コンプラ担当は、上記(2)でホームページ掲載した事案等について庁内ポータルシステム等を通じて庁内に周知する。 ②コンプラ担当は、直近の庶務担当課長会で正確な情報伝達と注意喚起を行う。

3 新たな運用の開始時期

令和7年7月より随時開始

(案)

江東区職員等の内部公益通報制度の拡充について

1 制度拡充の趣旨

本区の職員等による内部公益通報制度※について、弁護士を活用した外部窓口（公益通報相談員）を設置するなど、職員等がより安心して通報できる体制に整備することで、組織の自浄作用を高めるとともに、客観性・透明性の高い制度運用を確保する。

※公益通報者保護法に基づき、内部公益通報者の保護を図るとともに、区政運営の透明性を確保するため、職員等が知り得た法令違反行為等に関して通報を受け付ける制度。

2 制度拡充の主な内容

(1) 外部窓口（公益通報相談員）の設置

弁護士を活用した独立性・中立性の高い外部窓口（公益通報相談員）を設置する。

(2) 総括責任者の設置

通報業務を総括する者として総括責任者を設置し、総務部長を充てる。

(3) 通報フローの再構築

外部窓口を設置することに伴い、職員等がより安心して通報できる体制に整備する。

3 運用開始時期

令和7年7月1日

4 その他

上記の制度拡充に伴い、「江東区職員等の公益通報に関する要綱」を改正する。

(案)

江東区職員等の内部公益通報制度の拡充について（制度概要）

1 通報できる者 ※従前と同じ

- ①職員
- ②本区において役務の提供を行う派遣労働者
- ③委託先労働者
- ④指定管理業務に従事する労働者
- ⑤通報の日前1年以内において①～④のいずれかに該当した者

2 通報窓口

内部窓口：職員課

外部窓口：公益通報相談員（弁護士資格を有し、区長が委嘱する者）

3 通報対象事実 ※従前と同じ

- ①法令（条例、規則等を含む。）に違反し、又は違反するおそれがある事実
- ②人の生命、身体、財産その他の利益を害し、又は害するおそれがある事実
- ③前2号に掲げるもののほか、公益を害し、又は害するおそれがある事実

なお、次に該当する場合は通報対象とはならない。

- ・不正の利益を得る目的のもの
- ・他人に損害を加える目的のもの
- ・その他不正の目的によるもの

4 通報の方法

- ・通報は、通報窓口に対して、電子メール、ファクシミリ、封書により行うものとする。
- ・実名での通報が原則だが、通報対象事実を客観的に証明できる場合は匿名で通報することができる。
- ・同様に、通報窓口に対して、通報に関連した相談を行うことができる。

5 通報後の対応の流れ

①通報の受付

- ・通報窓口は、通報者の秘密の保持及び個人情報の保護に配慮しつつ、通報内容を把握するとともに、通報をしたことを理由として不利益な取り扱いを受けないこと等を通報者に説明する。
- ・通報窓口は、通報を受けた旨を、総括責任者（総務部長を充てる）を経由して公益通報委員会※に報告する。

※公益通報委員会：調査結果を審議し区長に報告するために設置する機関で、副区長、教育長、総務部長により構成。

②通報の受理

- ・通報窓口は、通報の受理または不受理を決定し、受理するときは受理した旨を、受理しないときは受理しない旨及びその理由を、通報者に通知する。同様に、総括責任者を経由して公益通報委員会に報告する。

③調査の実施

- ・通報窓口は、受理した通報について調査を実施する。
- ・通報窓口は、調査を行うときはその旨及び着手の時期を、調査を行わないときはその旨及び理由を、通報者に通知する。同様に、総括責任者を経由して公益通報委員会に報告する。
- ・通報窓口は、調査終了後、調査の結果について総括責任者を経由して公益通報委員会に報告するものとする。

④調査結果の審議

- ・公益通報委員会は、調査の結果について通報事実の有無を決定し、区長に報告する。あわせて、通報窓口を経由して通報者に通知する。

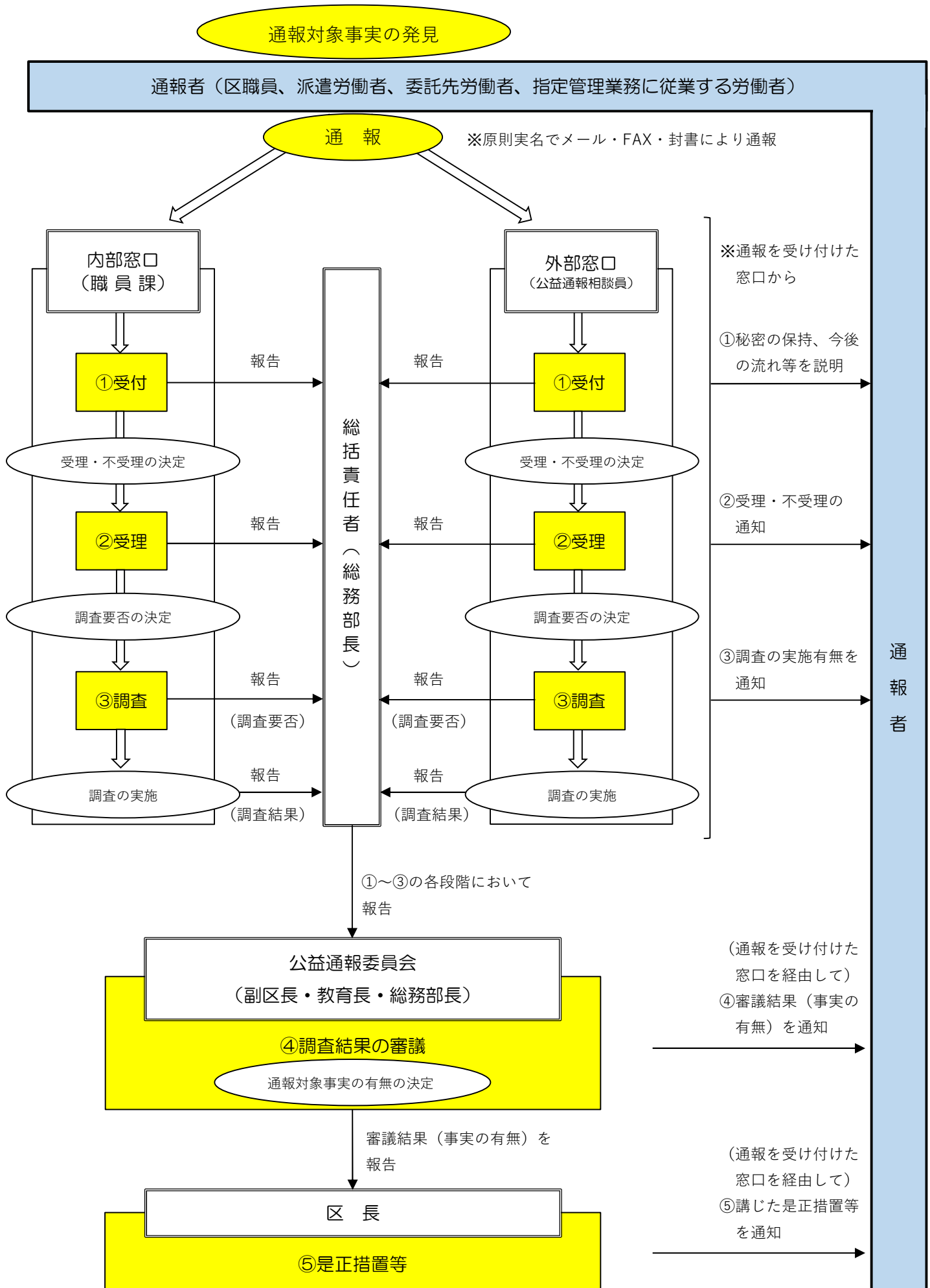
⑤是正措置等

- ・区長は、必要があると認められるときは、是正措置及び再発防止のために必要な措置を講じ、その旨を公益通報委員会及び通報窓口を経由して通報者に通知する。

⑥事後対応

- ・区長は、是正措置等について、必要に応じ事案の再発や措置が機能していることを確認し、新たな是正措置等を講じる。
- ・通報または調査協力をしたことを理由として不利益な取り扱いを受けた通報者は、その旨を通報窓口に応し出ることができる。
- ・区長は、通報の運用状況を毎年度公表する。

職員等の内部公益通報制度の対応フロー（案）



令和7年度の取組スケジュール

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
推進体制	コンプライアンス推進委員会	・当該年度の取組報告 ・課題等の共有		○		○	・前年度の不正な働きかけ等の報告				・翌年度の取組報告		○
	コンプライアンス推進幹事会	(必要に応じて随時開催)											
	コンプライアンス推進作業部会		○	・当該年度の取組報告 ・課題等の共有		○	・前年度の不正な働きかけ等の報告 ・翌年度の取組検討 (必要に応じて予算要求)				・翌年度の取組報告		○
	不正な働きかけ等に関する取扱検証委員会				○	・前年度の不正な働きかけ等の報告							
研修	公務員倫理研修（管理職） ※3年に1回実施（次回はR8. 7月実施）												
	公務員倫理研修（監督職） ※3年に1回受講				○						○		
	公務員倫理研修（主任以下の全職員） ※6年に1回受講				○				○				
	e-ラーニング「公務員倫理」（全職員）								←				
意識醸成等に係る取組	幹部職員向け不正防止講習会	実施に向けた準備期間			○								
	区長によるメッセージ発信				○								
	ポスター掲示、PC端末への表示				○								
	コンプライアンスミーティング				○								

毎年7月に「コンプライアンス推進月間」を実施

令和7年度江東区コンプライアンス推進委員会 委員名簿

	役 職	氏 名	所 属
1	委 員 長	綾部 吉行	副区長
2	副委員長	油井 教子	副区長
3	副委員長	本多 健一朗	教育長
4	委 員	炭谷 元章	政策経営部長
5	委 員	杉村 勝利	総務部長
6	委 員	池田 良計	地域振興部長
7	委 員	市川 聡	区民部長
8	委 員	岩井 健	福祉部長
9	委 員	干泥 功夫	障害福祉部長
10	委 員	大江 英樹	生活支援部長
11	委 員	北村 淳子	健康部長
12	委 員	河野 佳幸	健康部次長
13	委 員	堀田 誠	こども未来部長
14	委 員	大塚 尚史	環境清掃部長
15	委 員	立花 信行	都市整備部長
16	委 員	石井 康弘	土木部長
17	委 員	老川 和宏	会計管理室長
18	委 員	青柳 幸恵	教育委員会事務局次長
19	委 員	藤田 和哉	選挙管理委員会事務局長
20	委 員	加川 彰	監査事務局長
21	委 員	岩瀬 亮太	区議会事務局長